

No. 30

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
長久手町	生活環境部 環境課	0561-56-0612	直 通	0561-63-2100
住 所	〒480-1196 愛知県長久手町岩作字城の内60-1		担当者氏名	宇井 正幸

(1) [補助金額] (敷設替えのみ) (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
		—	51人槽以上	補助しない	—

(2) [平成23年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
		1					1

前年度実績基数(0基)

(3) [補助対象地域]

- ・下水道認可区域以外の区域(将来にわたり下水道に接続可能な地域、農業集落排水事業実施区域及び計画区域、農村総合整備モデル事業実施区域及び計画区域を除く)

※補助対象区域については、必ず問い合わせのこと

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①汲み取り便所又はみなし浄化槽から浄化槽に付け替える者
- ②浄化槽法(昭和58年法律第43号)に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適合されるもの
- ③10人槽以下の浄化槽
- ④住宅(主に居住の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に浄化槽を設置する

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建築又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③専用住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い、浄化槽を設置するもの
- ④町税の滞納のある者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③配置図及び排水経路図
- ④住宅又は土地を借りている者は賃貸人の承諾書
- ⑤全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)の写し
- ⑥小型合併処理浄化槽機能保証制度で保証されていることを示す保証登録証
- ⑦浄化槽設備士免状の写し
- ⑧小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し(昭和62年度以前の資格者)
- ⑨し尿浄化槽調書の写し
- ⑩し尿浄化槽構造詳細図並びに各室の容量及び汚水量等計算書
- ⑪工事請負契約書の写し
- ⑫その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業の完了の日から起算して1ヶ月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ④工事施工時の写真
- ⑤その他町長が必要と認めるもの

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください